

各種運用の見直し等について

1. サテライト型事業所の取扱について

- ① サテライト事業所に対する運用を見直す。
(一部サービスのサテライトを認める。)

※ 詳細は、別紙 1 を参照

2. 通所介護(地域密着含む)に関する屋外サービスの提供について

(1) 屋外サービスを行う場合は、次の①・②を満たすこと。

- ① あらかじめ通所介護計画に位置づけられていること。
- ② 効果的な機能訓練等が実施できること。

(2) (1) の運用について、次のとおりとする。

- ① これまで原則不可としてきた、年 1 回の花見や地域行事への参加についても①・②を満たすのであれば認める。
- ② 利用者の希望や体調に配慮したサービス提供を行うこと。
- ③ 行った屋外サービスについて、成果の評価などを行い、より良いサービス提供に努めること。
- ④ 残留組、外出組に分かれる場合、事業所内には基準上の人員を配置すること。
- ⑤ 見守り等に支障のないように職員を配置し、事故には十分に注意すること。
- ⑥ 損害賠償保険の内容を確認しておくこと。

3. 通所系サービス等に関する送迎について

(1) 同一敷地内で複数サービスを実施している等の場合において、複数事業所の利用者を乗合形式で送迎することを①～②のとおり認める。

- ① 利用者の心身の状況等に問題がなく、時刻やルートが重なったなどの場合
- ② 集合場所を決めるなどして、複数利用者を送迎することは認められない。

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 総務課認知症施策推進室、
高齢者支援課、振興課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

計14枚（本紙を除く）

Vol.678

平成30年9月28日

厚 生 労 働 省 老 健 局

総務課認知症施策推進室、

高齢者支援課、振興課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3979)
FAX：03-3503-7894